

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

小松市社会福祉事務所

れん らく さき
連絡先

こまつしこんま までまち ばんち
小松市小馬出町91番地

こまつしやくしょ ふくしか
小松市役所ふれあい福祉課

でんわ
電話 0761-24-8051

1 生活保護とは

せいかつ ほ ご しん せいかつ こま ひと くに さいていげんと せいかつ ほしやう じぶん ちから
『生活保護』は、真に生活に困っている人に国が最低限度の生活を保障し、自分の力
せいかつ てだす せいと
で生活できるように手助けする制度です。

しごと た ねんきん て あ じゅきゅうてつづき せい どりよく
お仕事はもちろん、その他『年金』や『手当て』の受給手続きなど、精いっぱい努力し
さいていげん せいかつ いちにち はや じぶん ちから せいかつ じりつ
ても最低限の生活ができなくなった時に、一日も早く自分の力で生活できるように自立を
しえん せいと せいかつ ほ ご しんせい ほりつ もとづいたけんり
支援する制度です。（生活保護の申請は法律に基づいた権利です）

【日本国憲法第25条】

こくみん けんこう ぶんか てき さいていげんと せいかつ いとな けんり ゆう
国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条】

ほりつ に ほんこくけんほうだい じやう き てい り ねん もとづ くに せいかつ こんきゅう
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国
みん たい こんきゅう ていと おう ひつよう ほ ご おこな さいていげんと せいかつ ほ しやう
民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとと
もに、その自立を助長することを目的とする。

2 生活保護が決定されるまでの流れ

<p>そう だん 相 談</p>	<p>こまつしやくしょ ふくしか い か ふくしか せいかつこんきゅう ばあい 小松市役所ふれあい福祉課（以下、「福祉課」）では、生活困窮となった場合 の相談を受付しています。生活困窮となる理由は人それぞれです。まずは個別 状 況 をお伺いし、世帯に合った解決策や支援方法を一緒に考えましょう。 (例：就労支援、生活習慣改善、債務相談、介護・障害等世帯の問題 等)</p>
<p>しん せい 申 請</p>	<p>せいかつほ ご きぼう かた げんそく ほんにん ふようぎむしや どうきよ 生活保護を希望する方は、原則として本人か扶養義務者または同居している 親族の申請が必要です。 申請するには、申請書に必要事項を記入し、福祉課に提出 してください。 (通知カード又は個人番号カードをお持ちの方は、申請時にマイナンバーの確 認をさせていただきます。)</p>
<p>ほうもんちょうさ 訪問調査</p>	<p>しんせい たんとう したく ほうもん せいかつ じょうきょう けんこうじょうたい 申請後、担当のケースワーカーが自宅に訪問し、生活の状況 や健康状 態など 保 護 が 必 要 か だ う か の 調 査 を し ま す 。</p>
<p>かくしゅちょうさ 各種調査</p>	<p>しゅうにゅう しさん ふようぎむしや じょうきょう きんゆうきかん きんむさき しんぞく 収 入 や 資 産、扶 養 義 務 者 の 状 況 な ど に つ い て、金 融 機 関 や 勤 務 先、親 族 な ど へ 調 査 を さ せ て い た だ き ま す 。</p>
<p>け っ て い 決 定</p>	<p>け っ か せいかつほごう け っ て い ぶんしょ つうち 結 果 に よ り、生 活 保 護 を 受 け る こ と が で き る か を 決 定 し、文 書 で 通 知 し ま す 。</p>

3 生活保護を受けている方の権利について

- (1) せいとう りゆう け っ て い ほご ないよう ふりえき へんこう
正 当 な 理 由 な く、決 定 さ れ た 保 護 の 内 容 を 不 利 益 に 変 更 さ れ る こ と は あ り ま せ ん 。
- (2) ほごひ ぜいきん か さ お
保 護 費 に つ い て は、税 金 を 課 せ ら れ た り、を 差 し 押 さ え ら れ る こ と は あ り ま せ ん 。

4 生活保護の内容

生活保護は、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けることができます。

※下記のものが全て支給できる訳ではなく、状況や内容に応じて支給基準が決められていますので、事前に必ずケースワーカーにご相談ください。

- (1) 生活扶助 衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用
- (2) 住宅扶助 家賃、地代、住宅の補修に必要な費用
- (3) 教育扶助 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用
- (4) 介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用
- (5) 医療扶助 病気やけがのときの診察、薬剤などの費用
- (6) 出産扶助 出産に必要な費用
- (7) 生業扶助 高等学校の費用や就労に必要な費用、技術を身につけるための費用
- (8) 葬祭扶助 葬儀などに必要な費用

このほかに、臨時的な支出に応じて支給する一時扶助があります。

詳しくは、ケースワーカーに相談してください。

5 減免や猶予されるもの

生活保護を受けている方は、申請や届出によって次のようなものが減免されます

○国民年金保険料

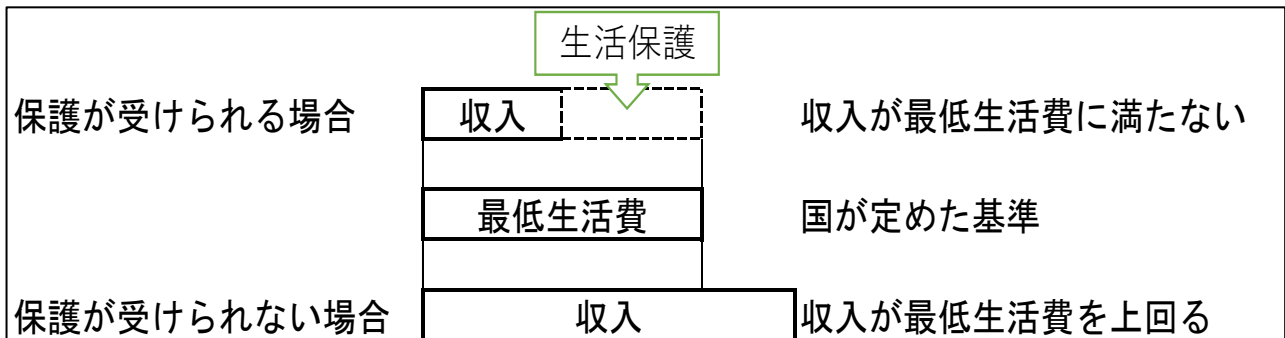
○住民税

○NHK放送受信料

○保育料

6 生活保護費のしくみ

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族など）を単位としており、世帯全部の収入と世帯の最低生活費を比較し、収入が最低生活費に満たない場合に、その差額が保護費として支給されます。



• **最低生活費** その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された生活費です。

• **収入** 働いて得た収入、年金、手当、仕送り、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の全ての収入をいいます。

※ なお、収入申告を適正に行えば、基礎控除や経費控除などにより、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※ 生活保護受給中に借金をすることは認められませんが、万が一誰かから借金をした場合も収入と認定されますので、ご注意ください。

7 生活保護を受けている方の義務等について

(1) 資産、法律、制度等を活用する義務（生活保護法第4条）

あなたの世帯の資産（土地、家屋、預貯金、株券、貴金属、自動車、生命保険など）は、

原則として、売却等の処分をして生活費にあてていただきます。

（ただし、居住用の不動産で処分価値が大きくないものや、個別の事情により自動車の

保有が認められる場合があります。）

また、年金、健康保険、雇用保険、労災、恩給、各種手当など、生活保護法以外の制度

で活用できるものがあれば、そちらを優先して活用していただきます。

※扶養義務者（親・子・兄弟等）からの援助が可能であれば援助を受けてください。

(2) 指導・指示に従う義務（生活保護法第62条）

適切な保護を実施するために、福祉課・ケースワーカーが行う指導・指示には従わ

なければなりません。従わないときには保護が受けられなくなることがあります。

(3) 生活上の義務（生活保護法第60条）

働くことができる方は、能力にに応じて働き、収入を得てください。

病気やケガで働けない方は、治療に専念し心身の回復に努めてください。

また、生活費は計画的に使い、生活の維持向上に努めてください。

(4) 届出の義務（生活保護法第61条）

あなたの届出をもとに保護の内容を決めますので、次のように生活状況に変化が

あったときは、すぐに福祉課に届け出る必要があります。

また、^{しゅうにゅうとう}収入^{へんか}等に変化がなくても、^{ねん}1年^{かいじょう}に1回以上^{しゅうにゅう}は収入^{とど}の届出^{ひつよう}などが必要です。

① ^{きゅうりょう} 給料 ^{しょうよ} や賞与 ^{へんか} など、 <u>^{はたら}働いて^え得た^{しゅうにゅう}収入</u> があったとき（ ^{こうこうせい} 高校生のアルバイトも含む） ※ ^{まいつき} 毎月、 ^{きゅうよめいさいしょ} 給与明細書 ^そ などを添えて ^{とど} 届けて ^で ください
② ^{ねんきん} 年金、 ^{てあて} 手当、 ^{しおくり} 仕送り、 ^{よういくひなどしゅうにゅう} 養育費等 ^{ひと} 収入のある人は、 ^{しゅうにゅうがく} 収入額 ^か が変わったとき ※ ^か 借りる ^{かね} お金も ^{しゅうにゅう} 収入とみなされます。
③ ^{びょうき} 病気やケガで、 ^{びょういん} 病院 ^{じゆしん} などを受診（ ^{たいいんふくむ} 入院、退院含む）したいとき
④ ^{かぞく} 家族 ^{へんか} に変化があったとき （ ^{しゅっしょう} 出生、 ^{しぼう} 死亡、 ^{けっこん} 結婚、 ^{にんしん} 妊娠、 ^{てんにゆうてんしゅつ} 転入 転出、 ^{にゅうたいがく} 入退学、 ^{にゅうたいいん} 入退院、など）
⑤ ^{てんきよ} 転居の必要 ^{ひつよう} があるとき、 ^{やちん} 家賃 ^{ちだい} や地代 ^か が変わるとき
⑥ ^{しごと} 仕事を ^{はじ} 始めるとき、 ^や 辞めるとき、 ^{しゅうぎょうさき} 就業先 ^か が変わるとき
⑦ ^{こうつうじこ} 交通事故や火事 ^{など} にあったとき
⑧ ^た その他、 ^{せいかつじょうきょう} 生活状況 ^{へんか} に変化があったとき

(5) 自動車^{じどうしゃ}の保有^{ほゆう}と他人名義^{たにんめいぎ}の自動車^{じどうしゃ}の使用禁止^{しようきんし}

^{げんそく}原則として、^{じどうしゃ}自動車^{ほゆう}の保有^{しよう}および^{みと}使用は認められていません。

ただし、^{こべつ}個別^{じじょう}の事情によっては、^{じどうしゃ}自動車^{ほゆう}の保有^{みと}が認められる^{ばあい}場合があります。

8 病気やケガをしたとき

- (1) 病気やケガで病院等を受診する場合は、事前に必ず福祉課に連絡してください。
なお、夜間や休日などで緊急の受診が必要な場合は、受診後すみやかに福祉課に連絡してください。
- (2) 指定されていない病院などで治療を受けたときは、医療費を払ってもらうことがあります。事前にケースワーカーに確認してください。
- (3) 同じ病気やケガで複数の病院などを受診することは認められません。
- (4) 社会保険（会社などで出している保険証）のある方は、保護を受けていても保険証を使用させていただきます。社会保険取得の場合は、必ず福祉課に連絡してください。
- (5) 薬の処方について、医師が使用できると判断した場合は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用してください。

9 生活保護費を返していただくことがあります

(1) 保護費の返還（法第63条）

- ① 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなったときには、多くなった分は返していただきます。
- ② 差し迫った事情のため、資力があるにも関わらず保護を受けた場合には、支給した保護費を、資力の範囲内で返していただきます。
- 例）
- ・各種年金、手当などをさかのぼって受けとったとき
 - ・生命保険などの保険金等の支払いを受けたとき
 - ・交通事故などで損害賠償等を受けたとき
 - ・不動産（土地・家屋）などが売れたとき

(2) 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

届出を怠ったり、事実と異なる申告や不正な手段により保護費を受けとったときには、すでに支給された保護費の全部または一部を徴収されます（悪質なケースについては徴収金額を上乗せされることがあります）。また、法律により処罰されることがあります。

なお、福祉課では、毎年、課税調査等により、保護を受けている方の収入状況について調査を行い、収入状況に関して、あなたが適切に届出を行っているかを確認しています。